

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	総務部 文書法制課
------	-----------

事案番号	12204
実施事案名	松山市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>本市が保有する個人情報は、松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号）に基づき取り扱っていますが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの利活用の両立を目的に、令和5年4月1日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、本市は改正法に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うことになり、国の個人情報保護委員会が本市を含めた国全体の個人情報保護制度を一元的に所管することになりました。</p> <p>このことにより、本市では同日から改正法が適用されるため、現行条例を廃止するとともに、新たに改正法の施行のために必要な事項を規定する新たな条例を制定するものです。</p> <p>ついては、新しく制定する松山市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について、広く市民の皆様からの御意見をいただくため、市民意見公募（パブリックコメント）を実施します。</p>
策定根拠となる法令等	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
政策等の案の関係資料	

実施結果の公表予定日	令和4年9月26日（月）
------------	--------------